

重度障害者医療制度一部自己負担の計算方法

医療機関で受診される際には1つの医療機関・調剤薬局・訪問看護ごとに、一日500円までの自己負担が必要となります



☆ 同じ医療機関において同じ日に複数の診療科で受診された場合は1日（500円）として扱います。ただし歯科のみは同じ医療機関であっても、異なる医療機関として扱います

☆ 同じ医療機関において同じ日に複数回受診された場合は1日（500円）として扱います

☆ 医療費（3割負担等）が500円未満の場合、「自己負担額＝医療費」となります

同じ月に支払った自己負担額が3,000円を超えた場合は、自動償還により3,000円を超える額を返金いたします。初回のみ申請が必要になります。申請は医療機関等の領収書（氏名・日数・保険点数・領収印が確認できるもの）、健康保険証、障害者医療証、本人の通帳（未成年の場合保護者のものでも可）を持参のうえ、障害福祉課へお越してください。